

泉佐野市告示第 177 号

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により、住居表示実施のため行う字の区域の変更及び町の新設案は下記のとおりである。

なお、住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 2 項の規定により、公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、市長に対し、告示の日から 30 日を経過する日までに、50 人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。

令和 6 年 4 月 22 日

泉佐野市長

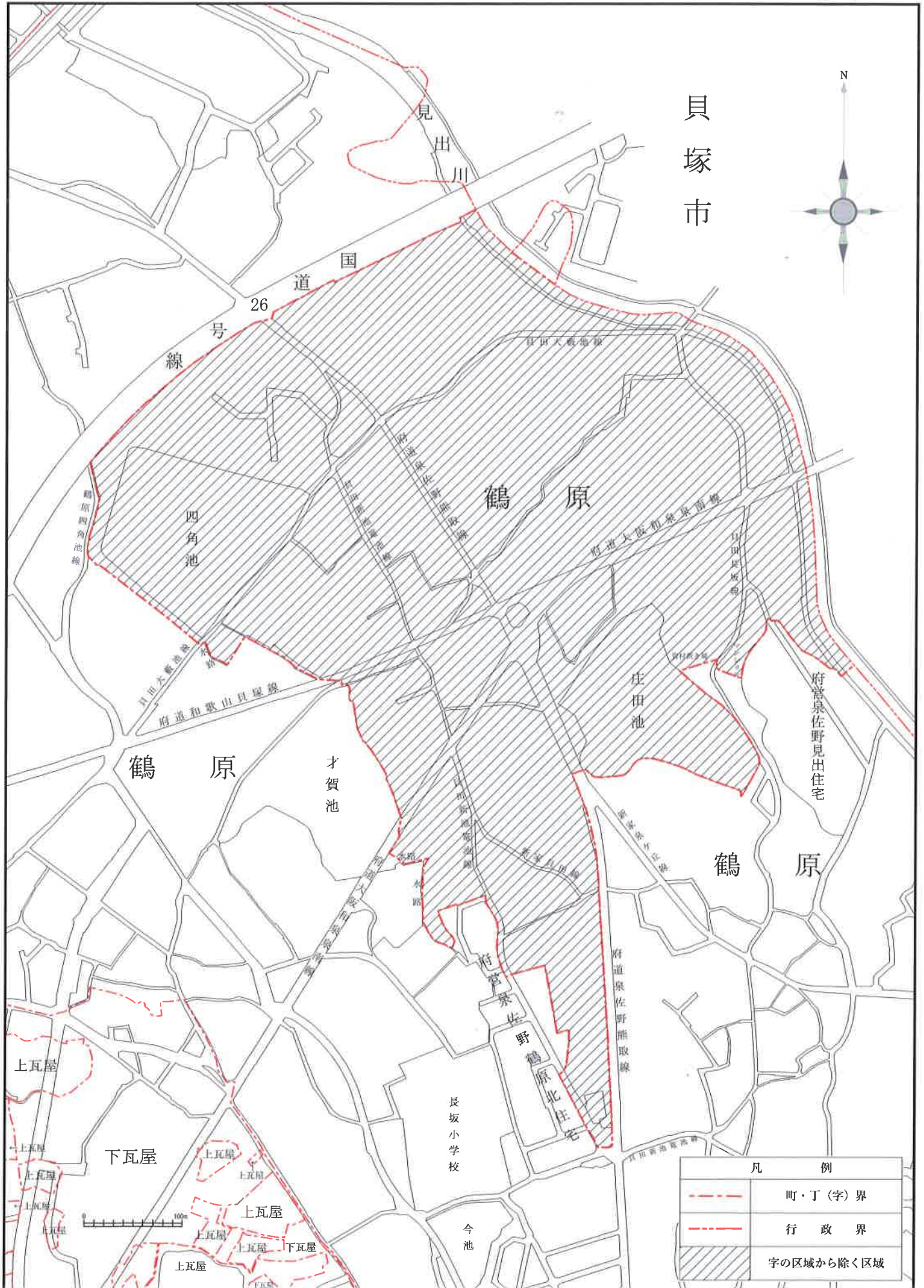
千代松 大 耕



記

- 1 鶴原の字の区域を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1 において除いた区域をもって別図 2 に示すとおり貝田町一丁目、貝田町二丁目、貝田町三丁目及び貝田町四丁目を新設する。

別図 1



別図 2

